

佐賀県訓令甲第1号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(乙)</u>(当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する<u>政策調整監(甲)</u>)のうちから知事が指定する職員(この号及び第8号において単に「政策調整監」という。)及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を含み、博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び佐</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員(この号及び第8号において単に「政策調整監」という。)及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長(農林事務所地域農業改良普及センター長を含み、博物館、九州陶磁文化館、美術館、名護屋城博物館及び佐</p>

改正前	改正後
<p>賀城本丸歴史館にあっては、<u>常勤の館長又は統括副館長とする。</u>）をいう。</p> <p>(12)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、<u>政策調整監(甲)専決事項</u>、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び<u>政策調整監(乙)専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、<u>政策調整監(丙)専決事項</u>、さがデザイン推進監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項及び副室長専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>	<p>賀城本丸歴史館にあっては常勤の館長又は統括副館長、<u>療育支援センターにあっては専任の所長又は統括副所長とする。</u>）をいう。</p> <p>(12)～(22) 略 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、<u>税政総括監専決事項</u>、スポーツ総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び<u>政策調整監専決事項</u>については「丁」、室長専決事項、<u>さがデザイン推進監専決事項</u>、調整監専決事項、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、<u>副室長専決事項及び企画主幹専決事項</u>については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p>

(佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(乙)</u>(当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する<u>政策調整監(甲)</u>)のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p>(4) 略</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第3条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監(乙)</u>（当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する<u>政策調整監(甲)</u>）のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p>

改正前	改正後
う。 (3)～(13) 略	(3)～(13) 略

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第4条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 <u>政策調整監（乙）</u>（当該職が置かれていない場合は、<u>当該職が推進すべき事務を総括する政策調整監（甲）</u>）のうちから知事が指定する職員並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（副知事等の専決）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 政策調整監（甲）</u></p> <p><u>(8)～(10) 略</u></p> <p><u>(11) 政策調整監（乙）</u></p> <p><u>(12)・(13) 略</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 課長 政策調整監のうちから知事が指定する職員並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>（副知事等の専決）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p><u>(10) 政策調整監</u></p> <p><u>(11)・(12) 略</u></p>

改正前	改正後
<p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 政策調整監 (丙)</u></p> <p><u>(4) さがデザイン推進監</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 副課長 (組織規則第27条第1項の規定により置かれた者を除く。)</u></p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、政策総括監があらかじめ指名する<u>政策調整監 (甲) 又は政策調整監 (乙)</u> がその事務を代決することができる。</p> <p><u>8 政策調整監 (甲) が専決することができる事務について、政策調整監 (甲) が不在のときは、当該政策調整監 (甲) があらかじめ指名する政策調整監 (乙) 若しくは政策調整監 (丙)、さがデザイン推進監又は副課長がその事務を代決することができる。</u></p>	<p><u>(13) 企画主幹 (組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者に限る。)</u></p> <p>4・5 略</p> <p>6 次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) さがデザイン推進監</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 副課長 (組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者を除く。)</u></p> <p><u>(7) 企画主幹 (組織規則第27条第1項及び第27条の2第1項の規定により置かれた者を除く。)</u></p> <p>7・8 略 (部長等の代決者等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、政策総括監があらかじめ指名する<u>政策調整監</u> がその事務を代決することができる。</p>

改正前	改正後
<p>9 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、さがデザイン総括監があらかじめ指名する<u>政策調整監（甲）若しくは政策調整監（乙）</u>又はさがデザイン推進監がその事務を代決することができる。</p> <p>10～13 略 （課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 政策部に置かれた<u>政策調整監（乙）</u>が専決することができる事務について、当該<u>政策調整監（乙）</u>が不在のときは、当該<u>政策調整監（乙）</u>があらかじめ指名する<u>政策調整監（丙）</u>又は副課長がその事務を代決することができる。</p> <p>4 総務部に置かれた<u>政策調整監（乙）</u>が専決することができる事務について、当該<u>政策調整監（乙）</u>が不在のときは、総務部長があらかじめ指名する副部長がその事務を決裁するものとする。</p> <p>5 調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、<u>企画の調整を総括する政策調整監（甲）</u>又は<u>企画の調整を推進する政策調整監（乙）</u>がその事務を決裁するものとする。</p> <p>6 <u>政策調整監（丙）</u>が専決することができる事務について、<u>政策調整監（丙）</u>が不在のときは、<u>当該政策調整監（丙）</u>が推進する事務を総括する<u>政策調整監（甲）</u>又は<u>当該事務を推進する政策調整監（乙）</u>がその事務を決裁するものとする。</p> <p>7 さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さが</p>	<p>8 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、さがデザイン総括監があらかじめ指名する<u>政策調整監</u>又はさがデザイン推進監がその事務を代決することができる。</p> <p>9～12 略 （課長等の代決者等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 政策部に置かれた<u>政策調整監</u>が専決することができる事務について、当該<u>政策調整監</u>が不在のときは、当該<u>政策調整監</u>があらかじめ指名する副課長又は企画主幹がその事務を代決することができる。</p> <p>4 総務部に置かれた<u>政策調整監</u>が専決することができる事務について、当該<u>政策調整監</u>が不在のときは、総務部長があらかじめ指名する副部長がその事務を決裁するものとする。</p> <p>5 <u>さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さがデザイン推進監が不在のときは、政策部長があらかじめ指名する政策調整監がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>6 調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、<u>政策部長があらかじめ指名する政策調整監</u>がその事務を決裁するものとする。</p>

改正前			改正後		
<p>デザイン推進監が不在のときは、政策の調整を総括する政策調整監（甲）又は政策の調整を推進する政策調整監（乙）がその事務を決裁するものとする。</p> <p>8～11 略</p>			<p>7～10 略</p> <p>11 企画主幹が専決することができる事務について、企画主幹が不在のときは、課長、センター長又は室長がその事務を決裁するものとする。</p>		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監（甲）</u> 、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、 <u>政策調整監（乙）</u> 、推進監及び出納局長	自己の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、 <u>政策調整監</u> 、 <u>さがデザイン推進監</u> 、 <u>調整監</u> 、 <u>推進監</u> 及び出納局長	自己の旅行命令に関すること
	略			略	
	<u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織（ <u>政策調整監（乙）</u> ）（当該職が置かれていない場合は、当該職が推進すべき事務を総括する <u>政策調整監（甲）</u> ）のうちから知事		<u>政策調整監</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織（ <u>政策調整監</u> のうちから知事が指定する職員並びに当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれ

改正前			改正後		
		が指定する職員並びに当該職員が指揮監督する調整監及び組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある職員からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること			た職にある者からなる組織並びに推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。)に所属する職員の旅行命令に関すること
時間外勤務の命令に関する事務	略		時間外勤務の命令に関する事務	略	
	政策調整監(甲)、政策調整監(乙)及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること		政策調整監及び推進監	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、 <u>政策調整監(甲)</u> 、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、 <u>政策調整監(乙)</u> 、推進監及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	副知事、会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、 <u>政策調整監</u> 、 <u>さがデザイン推進監</u> 、 <u>調整監</u> 、 <u>推進監</u> 及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること

改正前			改正後		
	略			略	
	<u>政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること		<u>政策調整監及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、 <u>政策総括監、政策調整監（甲）、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監（乙）、推進監及び出納局長</u>	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、 <u>政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、企業立地総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監及び出納局長</u>	自己の週休日の振替に関すること
	略			略	
	<u>政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること		<u>政策調整監及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略		時間外勤務代休時間の指定に関する事務	略	
	<u>政策調整監（甲）、政策調整監（乙）及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること		<u>政策調整監及び推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること
休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局	自己の休日の代休日の指定に関すること	休日の代休日の指定に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局	自己の休日の代休日の指定に関すること

改正前			改正後		
	長、 <u>政策総括監</u> 、 <u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>さがデザイン総括監</u> 、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 、 <u>推進監</u> 及び <u>出納局長</u>			長、 <u>政策総括監</u> 、 <u>さがデザイン総括監</u> 、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調整監</u> 、 <u>さがデザイン推進監</u> 、 <u>調整監</u> 、 <u>推進監</u> 及び <u>出納局長</u>	
	略			略	
	<u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること		<u>政策調整監</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること
宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局长、 <u>政策総括監</u> 、 <u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>さがデザイン総括監</u> 、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 、 <u>推進監</u> 及び <u>出納局長</u>	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	会計管理者、部長、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局长、 <u>政策総括監</u> 、 <u>さがデザイン総括監</u> 、 <u>税政総括監</u> 、 <u>企業立地総括監</u> 、 <u>スポーツ総括監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>政策調整監</u> 、 <u>さがデザイン推進監</u> 、 <u>調整監</u> 、 <u>推進監</u> 及び <u>出納局長</u>	自己の宿日直勤務の命令に関すること
	略			略	
	<u>政策調整監（甲）</u> 、 <u>政策調整監（乙）</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		<u>政策調整監</u> 及び <u>推進監</u>	特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること

別表第2（第4条、第5条関係）

別表第2（第4条、第5条関係）

改正前						改正後					
事務の種類		知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務	事務の種類		知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1～9 略						1～9 略					
10	訴訟に関する事務			応訴の決定に関すること	訴訟の遂行に関すること	10	訴訟に関する事務			応訴の決定に関すること	
11～20 略						11～20 略					
21	会計年度任用職員の任免、給料月額等の決定等に関する事務			会計年度任用職員の任免その他の人事に関すること	会計年度任用職員の給料月額及び報酬額の決定すること	21	会計年度任用職員の任免、給料月額等の決定等に関する事務			会計年度任用職員の任免その他の人事に関すること	会計年度任用職員の給料月額及び報酬額の決定並びに諸願処理に関すること

別表第3 (第4条、第5条関係)

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
報道課	危機事象に係る報道対応に関する	略		

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務
略				
報道課	危機事象に係る報道対応に関する	略		

改正前					改正後				
	事務					事務			
					<u>法務私学課</u>	<u>訴訟に関する事務</u>			<u>訴訟の遂行に関すること</u>
<u>法務私学課</u>	公告式に関する事務	略			<u>法務私学課</u>	公告式に関する事務	略		
略					略				
人事課	職員の諸願処理に関する事務		部長、局長、副部長、副局長及びこれらに相当する職にある職員の諸願処理に関すること	職員（部長、局長、副部長、副局長及びこれらに相当する職にある職員を除く。）の諸願処理に関すること	人事課	職員の諸願処理に関する事務		部長、局長、副部長、副局長及びこれらに相当する職にある職員の諸願処理に関すること	職員（部長、局長、副部長、副局長及びこれらに相当する職にある職員並びに会計年度任用職員を除く。）の諸願処理に関すること
略					略				
くらしの安全安心課	食育の推進に関する事務	略			くらしの安全安心課	食育の推進に関する事務	略		
					<u>くらしの</u>	<u>食品ロス削減の推進に</u>		<u>佐賀県食品ロス削減推</u>	<u>食品ロス削減推進の連絡調</u>

改正前					改正後				
					<u>安全安心課</u>	<u>関する事務</u>		<u>進基本計画に関すること</u>	<u>整に関すること</u>
くらしの安全安心課	地域安全対策に関する事務	略			くらしの安全安心課	地域安全対策に関する事務	略		
略					略				
健康増進課	がんその他の疾病対策に関する事務			1・2 略	健康増進課	がんその他の疾病対策に関する事務			1・2 略 3 <u>循環器病対策事業の実施に関すること</u> 4 略
略					略				
薬務課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務		1～6 略	1～10 略	薬務課	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する事務		1～6 略 7 <u>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定の取消しその他行政処分に関すること</u>	1～10 略 11 <u>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定に関すること</u> 12・13 略 14 <u>地域連携薬局及び専門医療機関</u>
				11・12 略					

改正前					改正後				
			7 略				8 略		<u>連携薬局の認定証の書換え及び再交付に関すること</u>
				13～18 略					15～20 略
略					略				
産業政策課	佐賀県地域産業支援センターに関する事務			佐賀県地域産業支援センターの管理及び運営に関すること	産業政策課	佐賀県産業イノベーションセンターに関する事務			佐賀県産業イノベーションセンターの管理及び運営に関すること
略					略				
都市計画課	都市計画に関する事務	略			まちづくり課	都市計画に関する事務	略		
都市計画課	土地区画整理に関する事務	略			まちづくり課	土地区画整理に関する事務	略		
都市計画課	屋外広告物に関する事務	略			まちづくり課	屋外広告物に関する事務	略		
都市計画課	都市公園に関する事務		都市公園整備の基本計画に関すること	1～4 略 5 法第11条の規定による監督処分	まちづくり課	都市公園に関する事務	都市公園整備の基本計画に関すること	1～4 略 5 都市公園法第27条及び佐賀県立	

改正前					改正後				
				に関する こと					都市公園条 例第12条の 規定による 監督処分 に関する こと
都市 計画 課	景観に関 する事務	略			まち づく り課	景観に関 する事務	略		
略					略				

別表第4 (第4条、第6条関係)

所属 名	事務の 種類	会計管理 者の決裁 を受ける べき事務	出納局長 専決事務	課長専決事 務	係長専決事 務
略					
総務 事務 セン ター	支出負 担行為 の確認 及び支 出命令 の審査 に関する 事務				総務事務セ ンターで集 約して処理 する報酬、 給料、職員 手当等、共 済費、賃金、 旅費、需用 費（佐賀県 財務規則第 145条第2

別表第4 (第4条、第6条関係)

所属 名	事務の 種類	会計管理 者の決裁 を受ける べき事務	出納局長 専決事務	課長専決事 務	係長専決事 務
略					
総務 事務 セン ター	支出負 担行為 の確認 及び支 出命令 の審査 に関する 事務				総務事務セ ンターで集 約して処理 する報酬、 給料、職員 手当等、共 済費、旅費、 需用費（佐 賀県財務規 則第145条 第2項の規

改正前						改正後					
					項の規定に基づく物品の購入を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料に係る支出命令書及び支出更正命令書の審査に関すること（緊急支払その他これに類するものを除く。)						定に基づく物品の購入を除く。)、役務費並びに使用料及び賃借料に係る支出命令書及び支出更正命令書の審査に関すること（緊急支払その他これに類するものを除く。)

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。